

大分県報

令和五年
第四四四号
九月十五日

（金曜日）

目次

告示

臨時種畜検査の実施……………
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………
特定第二号漁業者の共済義務加入に係る同意成立……………
都市計画図書の縦覧……………

○告示

大分県告示第三百九十一号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。
令和五年九月十五日

検査期日

令和五年十月五日

検査場所

竹田市久住町

家畜の種類

牛

大分県告示第三百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和五年九月十五日

事業名

県営経営体育成基盤整備事業
（農業用排水施設整備）
（区画整理）（暗渠排水）

地区名

宇田枝地区

縦覧期間

令五・九・一五から
令五・一〇・一五まで

縦覧場所

豊後大野市役所

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第三百九十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十五条第五項において準用する同法第八十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第八十八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。
令和五年九月十五日

一 加入区の名称

米水津漁獲加入区

大分県知事 佐藤 樹一郎

二 加入区の区域

大分県漁業協同組合米水津支店の地区

三 加入区の区分

漁業災害補償法第四十条第二号に掲げる漁業のうち十トン未満の漁船により主として底びき網を使用して行うもの

○公告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和五年九月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 都市計画の種類及び名称

大分都市計画ごみ焼却場 二号 新環境センター（大分市決定）

二 縦覧場所

令和五年九月十五日

大分県報（告示・公告）

一

令和五年九月十五日

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

大分県報（公告）